

## 水道局事務室への立ち入りはご遠慮ください

2005年6月13日

米子市水道局では皆さんの大切な個人情報を守るため、個人情報保護条例を定めています。また、5月からは窓口での本人確認を行い、皆さんにもご協力いただいています。

この個人情報の保護のひとつとして、平成17年6月13日からは全局で、市職員以外の事務室への立ち入りを制限させていただくことにしました。

【おねがい】

配達業者の皆さんへ

事務室へは、立ち入り禁止とさせていただきます。

飲料、弁当、書籍などの配達品の受け渡しは、カウンター越しか、事務室外で行なってください。

銀行員、生命保険外交員、業界紙配布員の皆さんへ

休憩時間を含め、事務室に入っのチラシ、飴、新聞などを配布することは、全面的に禁止します。

関係業者、報道関係者その他職員以外の皆さんへ

事務室への立ち入りを制限させていただきます。

打ち合わせなどのため、事務室へお入りいただく場合には、職員の机ではなく、ミーティングテーブルなどでお話をさせていただきます。

ご理解、ご協力をお願いいたします。

また、水道局職員に対しては、個人情報を机の上に放置したまま席を離れたりすることのないよう、個人情報のいっそうの保護のための指示を行っております。